

## 入居者の住宅困窮度の判断基準表

困窮要件項目	判定基準項目	指数	基準項目
住宅以外の建物又は場所に居住している	住宅以外の建物又は場所に居住している	20	
保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している	老朽の程度	極度の老朽で倒壊のおそれがあり、修理不可能である	20
		大修理を要する(雨漏り、破損)	10
	設備(炊事場、トイレ、浴室)不完全	老朽化により使用できない箇所がある	10
		2つ以上が専用でない	7
		1つ以上が備わっていない	5
正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない	正当な立ち退き要求を受けている	15	
他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている	親族以外の世帯と間借り(雑居を含む)し、不便を感じている	5	本人単身での同居は不可
	親世帯及び親族世帯と間借り(雑居を含む)し、不便を感じている	3	
	親世帯と間借り(雑居を含む)し、不便を感じている	1	
住宅がないため親族と同居できない	婚約成立又は結婚しており新居が必要	5	
	離婚により別居するための住宅が必要	5	
	高梁市にゆかりがあるが、住む場所がない	3	出身、3親等までが住んでいる
住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状況にある	部屋数と世帯員数が適当でない	5	一人あたりの床面積が4.5畳以下
	3親等以外の世帯と共同で設備(炊事場、トイレ、浴室)を使用している	5	
勤務場所から著しく遠隔の地に居住している	市外に居住しており、市内に勤務先がある	5	
	市内に居住しており、勤務場所から居住場所までが、30km以上ある	5	
収入に対し著しく過大な家賃を支払っている	市営住宅に入居した場合、家賃の減少率が50%以上のもの	5	
	市営住宅に入居した場合、家賃の減少率が30%以上のもの	3	
<b>① 指数合計</b>			

【追加加点指数】

困窮要件項目	判定基準項目		指数	基準項目	
特殊要因	障害者世帯	戦傷病者手帳又は被爆者手帳の交付を受けており、障害の程度が規定の区分に該当する者がいる世帯	10		
		入居者又は同居親族が該当する世帯	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかを有する者	7	
			身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bのいずれかを有する者	3	
	ひとり親世帯	18歳未満の子がいる世帯	5	子育て世帯と重複しない	
	子育て世帯	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が2人以上いる世帯	5	ひとり親世帯と重複しない	
		15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者が1人いる世帯	3		
		DV被害者世帯		10	
		犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯		10	
		海外からの引揚者を含む世帯		10	
		中国残留邦人等世帯		10	
	高齢者世帯 (60歳以上)		10		
② 指数合計					

困窮要件項目	判定基準項目		指数	基準項目	
優先入居 (生活保護を受けている世帯)	老人世帯	申込者が60歳以上であり、同居する親族がア～エに該当する者	(ア)配偶者	50	
			(イ)18歳未満の者		
			(ウ)60歳以上の者		
			(エ)精神又は身体に重度の障害がある者		
	障害者世帯	申込者又は同居する親族がア～ウに該当する者	(ア)戦傷病者帳の交付を受けており、障害の程度が規定の区分に該当する者がいる	50	
			(イ)身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が4級以上である者		
(ウ)専門家により重度又は中程度の知的障害者又は同程度の精神的障害を有すると判定されたもの					
寡婦	20歳未満の子がいる世帯		50		
③ 指数合計					

※②と③は重複しない